

(美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正)

第四条 美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令(平成十年厚生省令第九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第四条」を「第五条」に改める。

附則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○厚生省令第七十六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第二条第六項の規定に基づき、容器包装廃棄物の分別収集に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣 丹羽 雄哉

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令の一部を改正する省令

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令(平成七年厚生省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中(特別区)の存する区域においては、都とする。)を削る。

附則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○厚生省令第七十七号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成十一年政令第三百九十三号)の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣 丹羽 雄哉

医師法施行規則等の一部を改正する省令

(医師法施行規則の一部改正)

第一条 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「添え住所地の都道府県知事を経由して」を「添え」に改める。

(歯科医師法施行規則の一部改正)

第二条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「住所地の都道府県知事を経由して」を削る。

附則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○厚生省令第七十八号

病院又は診療所に診療の用に供するエックス線装置(定格出力の管電圧波高値とする。以下同じ。)が十キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが一メガ電子ボルト未満のものに限る。以下「エックス線装置」という。を備えたときの法第十五条第三項の規定による届出は、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することによって行うものとする。

第二十四条を第二十四条の二とし、第四章第一節同条の前に次の一条を加える。

(法第十五条第三項の厚生省令で定める場合)

第二十四条 次に掲げる場合とする。

一 病院又は診療所に、診療の用に供する一メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線又はエックス線の発生装置以下「診療用高エネルギー放射線発生装置」という。)を備えようとする場合

二 病院又は診療所に、放射線を放出する同位元素若しくはその化合物又はこれらの含有物であつて放射線を放出する同位元素の数量及び濃度が別表第一の四に定める数量及び濃度を超えるもの(以下「放射性同位元素」という。)で密封されたものを装備している診療の用に供する照射機器で、その装備する放射性同位元素の数量が三・七キログラムを超え、以下「放射線照射装置」という。)を備えようとする場合

三 病院又は診療所に、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が三・七キログラム以下で三・七メガベクレルを超え、以下「放射線照射装置」という。)を備えようとする場合

四 病院又は診療所に、診療用放射線照射器具であつてその装備する放射性同位元素の物理的半減期が三十日以下のものを備えようとする場合

五 病院又は診療所に、前号に規定する診療用放射線照射器具を備えている場合

六 病院又は診療所に、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器でその装備する放射性同位元素の数量が三・七メガベクレルを超え、かつ、放射線照射装置(以下「放射線照射装置」という。)を備えようとする場合

七 病院又は診療所に、医薬品である放射性同位元素で密封されていないもの(以下「診療用放射性同位元素」という。)を備えようとする場合

八 病院又は診療所に、診療用放射性同位元素を備えている場合

九 第二十四条の二第二号から第五号までに掲げる事項を変更した場合

十 第二十五条第二号から第五号までに掲げる事項、第二十六条第二号から第四号までに掲げる事項、第二十七条第一項第二号から第四号までに掲げる事項、第四号に該当する場合における第二十七条第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに同条第二項第二号に掲げる事項、第二十七条の二第二号から第四号までに掲げる事項又は第二十八条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする場合

十一 病院又は診療所に、エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は放射性同位元素装備診療機器を備えなくなつた場合

十二 病院又は診療所に、診療用放射性同位元素を備えなくなつた場合

第二十五条各号列記以外の部分を次のように改める。

第二十四条第一号に該当する場合の法第十五条第三項の規定による届出は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することによって行うものとする。

一 前項の規定にかかわらず、第二十四条第四号に該当する場合の法第十五条第三項の規定による届出は、あらかじめ、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することによって行うものとする。

二 第二十七条第三項を次のように改める。

第三 第二十四条第五号に該当する場合の法第十五条第三項の規定による届出は、毎年十二月二十日までに、翌年において使用を予定する診療用放射線照射器具について前項第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を提出することによって行うものとする。

第二十九条を次のように改める。

第二 第二十四条第八号に該当する場合の法第十五条第三項の規定による届出は、毎年十二月二十日までに、翌年において使用を予定する診療用放射線照射器具について前項第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を提出することによって行うものとする。

第二十六条各号列記以外の部分を次のように改める。

第二十四条第二号に該当する場合の法第十五条第三項の規定による届出は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することによって行うものとする。

第二十七條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第二十四條第三号に該当する場合の法第十五条第三項の規定による届出は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することによって行うものとする。

第二十七條第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、第二十四條第四号に該当する場合の法第十五条第三項の規定による届出は、あらかじめ、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することによって行うものとする。

第二十七條第三項を次のように改める。

第三 第二十四條第五号に該当する場合の法第十五条第三項の規定による届出は、毎年十二月二十日までに、翌年において使用を予定する当該診療用放射線照射器具について第一項第一号及び前項第一号に掲げる事項を記載した届出書を提出することによって行うものとする。

第二十七條の二各号列記以外の部分を次のように改める。

第二十四條第六号に該当する場合の法第十五条第三項の規定による届出は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することによって行うものとする。

第二十八條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第二十四條第七号に該当する場合の法第十五条第三項の規定による届出は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を提出することによって行うものとする。

第二十八條第二項を次のように改める。

第二 第二十四條第八号に該当する場合の法第十五条第三項の規定による届出は、毎年十二月二十日までに、翌年において使用を予定する診療用放射線照射器具について前項第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を提出することによって行うものとする。

第二十九條を次のように改める。

第二 第二十四條第八号に該当する場合の法第十五条第三項の規定による届出は、毎年十二月二十日までに、翌年において使用を予定する診療用放射線照射器具について前項第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を提出することによって行うものとする。